

第三章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての人に住みよいまちづくり

多文化共生社会を実現するためには、国籍を問わず、すべての市民が互いの権利を認め、文化のちがいを尊重しつつ、力を合わせて取り組むことが必要です。地域の人たちが各自の能力を十分に活かしながら、住みやすい社会を築きます。「すべての人に住みよいまちづくり」が、この計画の基本理念です。

2 基本目標

基本目標 1：行政情報提供の充実

情報提供の言語や提供方法の問題から、保健・福祉・医療・教育・防災をはじめとした、生活に必要な情報が外国人市民に十分伝わっていない現状があります。多言語およびやさしい日本語の情報を整備し、相談業務の充実を図り、すべての市民が平等に情報へアクセスし、地域の構成員として、必要な行政サービスを受けると同時に、責任を果たすことができるような社会を目指します。

基本目標 2：協働の促進

すべての人にとって住みよいまちをつくるためには、外国人市民の社会参加の促進が不可欠です。同時に多文化共生・国際理解に対する市民の意識を醸成することも重要です。国籍を問わず、すべての市民が、互いの文化を認め合いながら、共に生活し、協働するまちづくりを目指します。

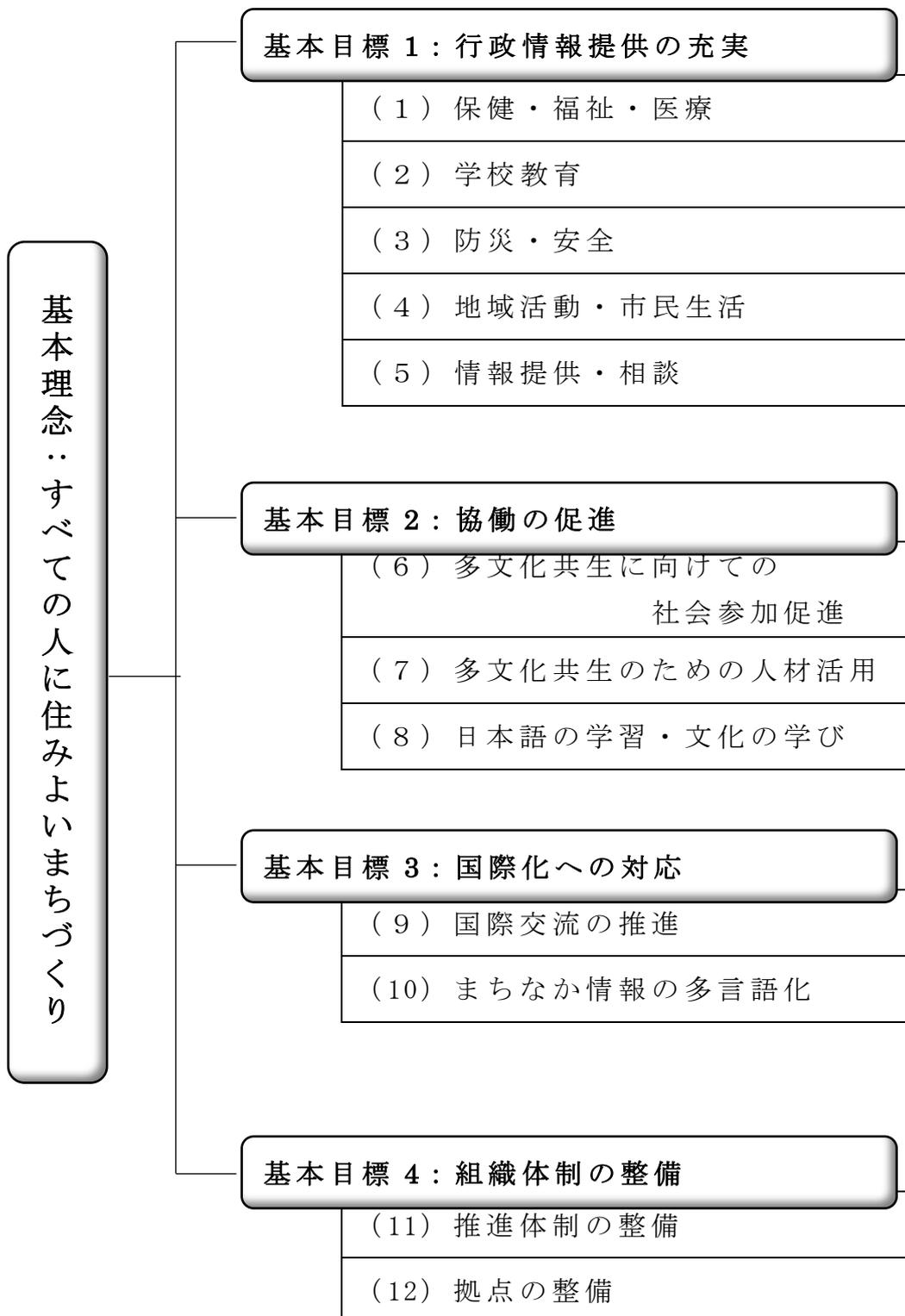
基本目標 3：国際化への対応

姉妹都市などとの国際交流活動を推進するとともに、市民間の文化交流等を通して、国際感覚を備えた市民を育てます。また、来日する外国の人たちが訪れやすく、すべての市民にとって、利用しやすいユニバーサルなまちなかの環境整備に努めます。

基本目標 4：組織体制の整備

多様な団体・機関などとの連携・協力を深め、庁内での多文化共生に関する情報の一元化を図るとともに、施策の評価・検証を行う組織体制を強化することで、着実な計画の実施を目指します。

また、情報共有の充実を図るため、市民組織を中心とする地域拠点を設置し、多文化共生推進のための活動を支える体制を整備します。

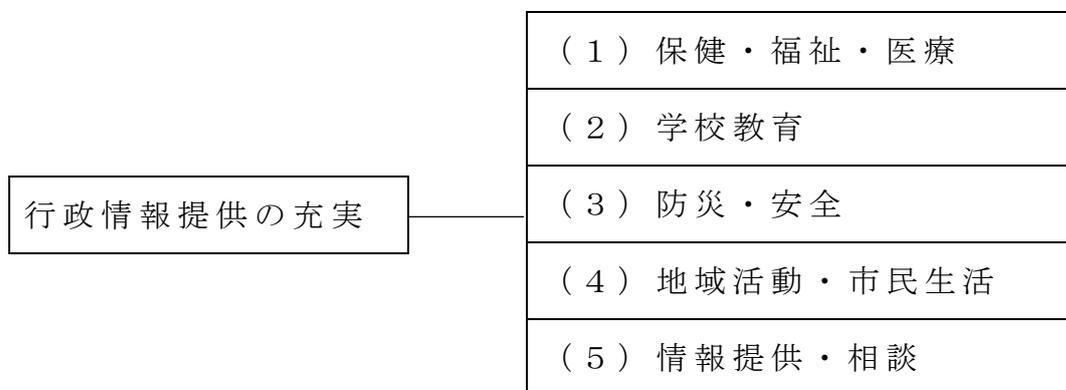


第四章 基本目標と施策

国内の在留外国人数は、平成2年の出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正を機に急激に増加してきました。それに伴い多文化共生に関わる施策や活動が、行政、諸機関、諸団体によって徐々に行われるようになりました。現在、多文化共生の第2ステージに入ったと言われる一方で、「多文化共生」という言葉は、市民にとってまだまだ定着していないのが現状です。

このような状況の中、本市は、すべての人にとって住みよいまちづくりの実現のために、これまでの施策を継続・拡充するとともに、市民間の意思疎通を促すべく、地域からの情報収集と情報提供のさらなる充実を図り、多文化共生社会に向けた市民の意識の醸成に努めます。

基本目標 1 行政情報提供の充実



(1) 保健・福祉・医療

保健・福祉・医療に関わる情報の多言語化や、やさしい日本語により外国人市民にもわかりやすい表記を行い、行政制度の確実な周知と理解を図り、外国人市民も日本人市民と同じように行政サービスを楽しむ取り組みを行います。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	国民健康保険等の案内	国民健康保険課
2	介護保険等の案内	介護保険課
3	子育てハンドブック等の配布	児童育成課
4	母子健康手帳の交付・健康診断や予防接種の問診票の交付	健康衛生課

<課題と今後の取組>

医療については、外国人市民も日本人市民と同様に何らかの健康保険等に加入しなければならないのですが、実情は、言葉の問題や母国との社会保障制度等の違いにより、医療保険制度への加入の理解が十分得られていないのが現状です。

このため、医療保険等に未加入の方が受診することになった場合には、後日国民健康保険へ遡って加入する事態となり、多年度に渡り賦課された保険料が未納となるケースがあります。

医療保険の加入手続きは、本来申請に基づくものであることから、転入や入国等の際に、国民健康保険制度の内容が記載された多言語のパンフレット等を配布し、医療保険への加入促進と制度の周知を図っていきます。

介護保険の被保険者である 65 歳以上の在留外国人人口は、平成 20 年 12 月末は 127 名でしたが、平成 27 年 3 月末には約 1.4 倍の 179 名と年々増加しています。

介護保険証発行時に、制度について多言語のリーフレットを送付していますが、言葉の問題や社会保障制度等の違いにより、介護保険制度への理解を求めるのが困難です。また、無年金などの理由から保険料の納付が困難となり、保険適用でのサービス利用ができないケースも出てきています。

保険料納付相談をうける際には、可能な限り通訳を介し、当事者の母語で対応するなど、制度への理解を促します。

保健分野においては、育児に役立てていただくために、多言語による母子健康手帳や乳幼児健診の問診票、予防接種の予診票を提供しています。また、適切に予防接種を受けられるように、「甲府市民健康ガイド」の英語版を用意しています。しかし、健康診断や健康相談、予防接種履歴の確認など、詳細な内容のやりとりや専門的な説明を要する場合には、主要な言語の通訳を配置するなどの行政サービスが必要です。また、現状、外国人市民に対しても、日本の検査基準に沿って保健指導を行っていますが、生活習慣や体格が日本人と異なることを考慮した適正な保健指導に努めます。

(2) 学校教育

日本語能力や日本の学校制度にまだ十分適応していない子どもたちが安心して学業を継続することができるよう、学習面のサポートや、外国人の保護者にとってわかりやすい学校情報の提供を行います。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	個別教育相談の実施	学校教育課
2	学校からの情報提供	学事課 学校教育課
3	多文化共生・国際理解教育の推進	学校教育課
4	日本語指導の充実	学校教育課

<課題と今後の取組>

甲府市では、外国人子女日本語指導員による専門的な訪問指導員を市立小中学校へ派遣し、日本語指導を必要とする児童生徒のサポートを行っていますが、日常生活レベルのコミュニケーション能力のみならず、学習内容の理解や高校進学のために必要な日本語能力を習得することは大変難しく、教育環境に適応できない外国人児童生徒やその保護者のニーズは年々高まっています。

また、保護者に関して、言葉や文化の違いが壁となり、教育に関心が持てないなどの問題も指摘されており、不登校や不就学防止の観点からも、母語で話せる通訳を介した、きめ細かな指導が必要です。

不登校・不就学をはじめ、日本で教育を受ける上で、困難な状況にある外国人児童生徒の学習環境を改善し、外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても十分発揮できるような環境整備を推進します。

(3) 防災・安全

外国人市民に配慮した災害・防災に対する情報や生活安全情報の提供のために、やさしい日本語の活用や情報伝達手段の多様化を考慮し、防災・安全への意識啓発を図ります。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	防災情報の提供	防災課
2	生活安全情報の提供	危機管理課

<課題と今後の取組>

外国人市民の方には、行政の取り組む「安全・安心」について理解を深めてもらうため、平成27年度から留学生の方を中心に「自主防犯ボランティア団体等との合同パトロール」に参加していただいております。

今後も、同パトロールの継続と参加者の拡大に努めるとともに、外国人市民の方を対象とした生活安全情報の提供を図っていきたいと考えています。

(4) 地域活動・市民生活

外国人市民が地域の構成員として地域の活動に参加しやすい環境を整え、地域社会との交流をさらに促進します。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	自治会への理解・加入案内	市民対話課
2	ゴミの出し方の案内	減量課

<課題と今後の取組>

本市では、各自治会において、地域内の全ての自治会未加入世帯を対象に加入促進に向けた取り組みを行っています。特に外国人市民については、母国との文化的ちがいから自治会活動への理解が得られにくいため、自治会への加入率は低い状況にあります。そのため、多言語版の自治会加入促進ハンドブックやチラシを作成し、清掃等の環境美化活動や防災訓練、運動会などの各種イベントへの参加を呼びかけ、地域社会との交流を働きかけていきます。

地域生活におけるごみの出し方については、外国人市民と日本人市民の間で、言葉や生活習慣の違いからコミュニケーションが十分とれず、誤解やトラブルが生じる場合があります。本市では、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語による「ごみの分け方・出し方」の冊子を作成し、外国人市民への周知を図っていますが、内容が充分理解されておらず、分別の不徹底等のトラブルが生じています。

今後も、外国人市民の現状を踏まえつつ、地域の実情を的確に把握し、引き続き地域と連携して周知を図っていきます。

(5) 情報提供・相談

行政情報の多言語化を進め、地域社会のマナーやルールの周知と理解を図ると同時に、インターネットなど気軽に情報へアクセスできる情報ツールを幅広く活用して、情報伝達手段の多様化を図ります。

また、多言語化や、やさしい日本語による相談窓口の充実など、外国人市民にもわかりやすい情報提供に努めます。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	生活関連情報の提供	市民課
2	やさしい日本語や多言語を用いた行政情報の提供	各課
3	ホームページによる行政情報の提供	シティプロモーション課
4	相談窓口の設置	市民課
5	税・料の納付相談等	国民健康保険課 介護保険課 高齢者福祉課 滞納整理課

< 課題と今後の取組 >

市営住宅への外国人入居世帯数は、平成 27 年 4 月 1 日現在 136 世帯で、外国人世帯比率は全入居世帯数の 6.9%となっています。

生活面では、文化、生活習慣、言葉の違いなどにより、入居者間で意思疎通が十分に図れないことから、トラブルが起きています。特に、ごみ出しルール違反の苦情が多く発生しています。入居時に多言語によるごみの出し方の案内配布や、自治会活動参加を呼びかけるなど、生活ルールなどの周知に努めています。

甲府市公式ホームページでは、自動翻訳ソフトを導入し、英語、中国語、韓国語の 3 か国語で記事が閲覧できるように構築しています。しかし、日本語独特の言い回しを誤訳するなど、精度面において限界があり、完全な翻訳を行うことは困難な状況です。

今後の対策としては、各担当課が編集する情報をシンプルな表現及びユニバーサルデザインを用いるなど、すべての人によりわかりやすく正確に伝えることができるよう、編集に努めています。

基本目標 2 協働の促進



(6) 多文化共生に向けての社会参加促進

地域における多文化共生の推進には、外国人市民が地域住民であることを自覚し、積極的に地域において社会参加することが必要です。そこで、外国人市民の市政参加の機会を提供し、地域社会の一員としての意識啓発を図ります。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	市政への意見交換会等の参加促進	市民対話課
2	防災・防犯活動への参加促進・意識啓発	防災課
3	多文化共生関連の講座・研修	市民課

<課題と今後の取組>

外国人市民の中には、大規模地震などの災害を経験したことのない人が数多く存在するとともに、災害時には言語や文化、生活習慣の違いによる多様なニーズも発生し、避難所までの経路や避難所での生活に支障をきたすことが予想されます。

災害発生時に国籍を問わずすべての市民が共生していくためには、平常時の地域活動などを通じてコミュニケーションを深め、お互いの生活環境について理解していくことが必要です。

また、外国人市民の防災知識や技術を向上させ、日本人市民とともに地域防災活動の担い手となれるよう、外国人市民が気軽に参加できる防災訓練の実施や、わが家の防災マニュアルの外国語版、外国語に対応したスマートフォンアプリを活用する

など、防災活動への参加促進・意識啓発に努めていきます。

(7) 多文化共生のための人材育成と人材活用

多文化共生を推進するための人材育成を支援し、情報及び地域社会における活動の場を積極的に提供します。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	人材育成研修・講座の支援	市民課
2	多文化共生のための人材活用	市民課

<課題と今後の取組>

地域において多様な文化や習慣をもつ外国人市民との交流の機会が増加する中、多文化共生社会の実現のためには、国籍を問わずすべての市民が地域社会の中で共生していることの自覚が必要になります。外国人市民のみならず、日本人市民に向けても、様々な事業・研修・講座の支援を通じて、多文化共生についての意識啓発を促し、地域で活躍できる人材の育成に努めていきます。

(8) 日本語の学習・文化の学び

多様な生活環境の人々にとって日本語を学びやすい環境の整備が必要です。すでに開設されている地域の日本語教室の情報提供を行います。

また、日本人・外国人市民が、相互に言葉や文化を学ぶ機会や日常生活を円滑にするための日本語の習得や文化を学ぶ場を提供します。

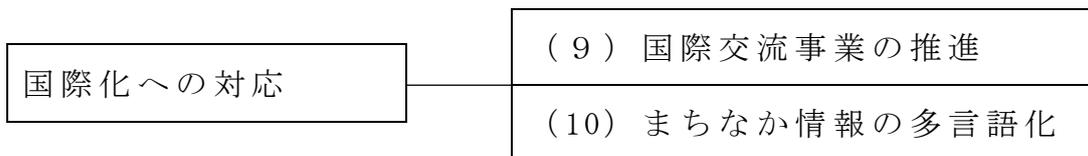
<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	日本語教室開催情報の提供	市民課
2	図書館・公民館での日本語学習関連教材の充実	図書館

<課題と今後の取組>

言葉や文化の壁によるコミュニケーション不足を解消するため、山梨県立大学と連携をとりながら、日本語・日本文化講座を開講し、外国人市民に対する日本語の学習機会の充実や日本文化へ触れ合う機会を提供します。

基本目標 3 国際化への対応



(9) 国際交流の推進

現在、実施している国際交流事業を継続するとともに、事業のさらなる充実を図ります。

また、国際化の進展にともない、国際的視野を広げる機会を提供し、国籍を問わずすべての市民がお互いの価値観を押し付けることなく、相手の考え方や人権を尊重することの重要性を学べる機会を提供します。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	姉妹・友好都市等との交流事業の推進	秘書課
2	海外姉妹校児童・生徒との交流の推進	学校教育課
3	食の異文化交流会	秘書課 (国際親交委員会)
4	学生レポーター（留学生）による情報の提供	シティプロモーション課

< 課題と今後の取組 >

本市は、国際親善の一環として、昭和 33 年 8 月にアメリカ合衆国アイオワ州デモイン市、昭和 36 年 4 月に同国カリフォルニア州ロダイ市、また、昭和 50 年 8 月にフランス共和国アキテーヌ州ピレネー・アトランティック県ポー市、そして、昭和 59 年 9 月に中華人民共和国四川省成都市と姉妹・友好都市の締結を行うとともに、平成 14 年の 9 月には大韓民国忠清北道清州市と気兼ねなく交流が図れる友情都市を締結し、国際理解を深めています。

今後も、行政間の交流や芸術・音楽などの文化交流、そして教育交流などを通じて、市民レベルでの交流が一層図られるよう、姉妹・友好都市等との都市間交流を推進します。

(10) まちなか情報の多言語化

日本人・外国人市民のみならず、さまざまな目的で来日する外国人の方の利便性を高めるため、多言語化やユニバーサルデザイン化を促進します。

< 具体的な施策 >

	事業名	担当課
1	公共施設・生活関連施設の多言語化促進	各課
2	多言語での外国人向け観光情報の発信	観光課
3	無料公衆無線 LAN 環境の整備促進	観光課

< 課題と今後の取組 >

外国人市民や、外国人観光客に対しては、まちなか情報のユニバーサルデザイン化の推進が必要であることから、市内においては、横断的な連携を図るとともに、国や県等の関係機関とも連携した整備を行っていきます。

甲府市観光パンフレット外国語版は、これまで英語、韓国、中国語（繁体・簡体）に対応していましたが、平成 27 年度には、新たにインドネシア語、タイ語にも対応した観光パンフレット（ただしタイ語は Web 用のみ）を作成し、市のホームページ上でも観光パンフレット外国語版の情報発信を行っていきます。

甲府駅観光案内所では、外国人観光客に対して、タブレット端末を利用した電話通訳サービスを行っています。

また、今後は、訪れる国内外の観光客に対して、インターネット接続環境を提供するための無料公衆無線 LAN の整備を推進します。

基本目標 4 組織体制の整備

組織体制の整備	(11) 推進体制の整備
	(12) 拠点の整備

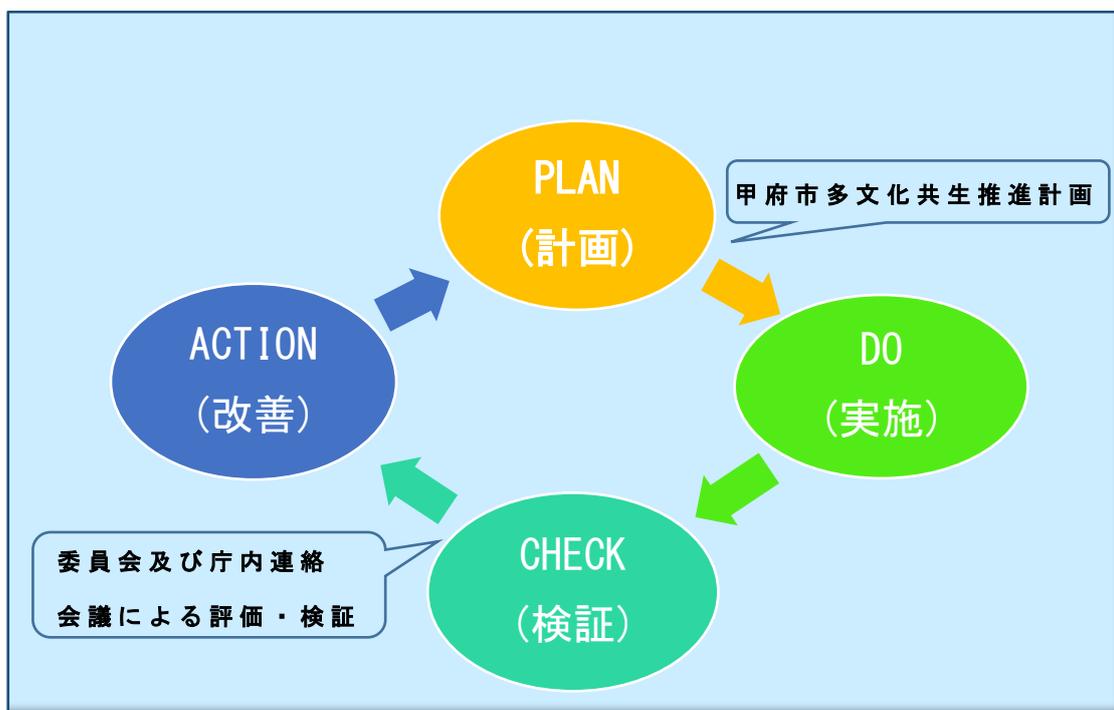
(11) 推進体制の整備

多文化共生推進計画実施のために、多文化共生推進委員会および市役所内における多文化共生庁内連絡会議を設置します。

委員会および庁内連絡会議は、毎年、多文化共生推進計画実施に関する評価・検証を行い、着実な計画実施を目指します。また、5年後には計画全体の見直しを行います。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	委員会の設置	市民課
2	庁内連絡会議の設置	市民課



<課題と今後の取組>

外国人への対応を組織的かつ円滑に進めるため、各部署の課長職等からなる甲府市多文化共生庁内連絡会議と、係長職等からなるワーキンググループを設置し、専門的な事項についての調査・研究を行ってきました。本計画では、更なる事業の充実を図るため、市民や有識者等からなる多文化共生推進委員会を新たに設置し、毎年、本計画実施に関する評価・検証を行うことで、着実な計画の実施を目指します。

(12) 拠点の整備

情報拠点として庁内の情報の一元化を進めます。

多文化共生に関連する諸機関・団体、外国人市民のコミュニティ等との連携を深めます。また、情報の共有、伝達の円滑化のために、諸機関・団体等とのネットワークを形成します。

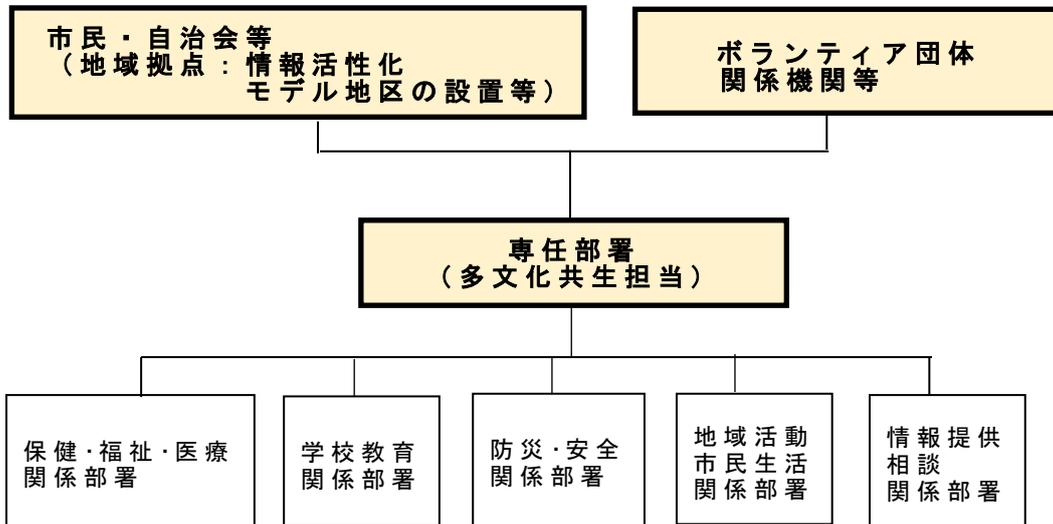
甲府市内に集中している大学等の教育機関と積極的に連携を図り、多文化共生に関わる人材の育成、必要な人的・物的リソースの提供、各種セミナー等の共催、多文化共生関連プロジェクトの企画・実施等を行います。

現在、地域の機関・団体等の実施されている活動、および今後実施予定の多文化共生に関わる活動等に際しては、広報や開催の場の提供など多様な支援を行います。

<具体的な施策>

	事業名	担当課
1	情報拠点の整備	市民課
2	地域拠点の整備	市民課
3	市民、ボランティア団体、関係機関等との連携	市民課

一元的な推進体制



<課題と今後の取組>

市民課では、各担当課や関係諸機関・団体等が個々に行っている多文化共生施策および活動についての情報収集を行い、情報の一元化に努め、外国人相談窓口を外国人市民に向けての情報発信拠点とします。

情報収集と情報提供の充実を図るため、外国人市民の集住が見られる地区から情報活性化モデル地区を定め、その体制について検討します。具体的には、日常的に身近な場所で、地域住民とボランティアが主体となり日本語学習支援や異文化交流をする中で、市は、暮らしに役立つ行政情報を提供するとともに、住民からのくらしの相談を受けることを想定しています。この活動の中で、地域コミュニティが形成され、市民の多文化共生への意識を啓発し、地域リーダーが育成されることを目指します。

資料

甲府市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱

平成20年6月10日

企 第 2 号

(設置)

第1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な多様性を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の構築をめざす、甲府市多文化共生推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、甲府市多文化共生推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、推進計画の策定に関する事項について、調査及び研究を行う。

(組織等)

第3 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募による者（外国籍の住民を含む。）
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱した日から推進計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長等)

第4 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出、その他協力を求めることができる。

(庶務)

- 第6 委員会の庶務は、市民部市民総室市民課において処理する。

(その他)

- 第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市多文化共生推進計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属等
学識経験者	長坂 香織	山梨県立大学 看護学部 准教授
学識経験者	奥村 圭子	山梨大学 国際交流センター 教授
学識経験者	萩原 孝恵	山梨県立大学 国際政策学部 准教授
関係団体等	越石 寛	甲府商工会議所 中小企業振興部 部長
関係団体等	山口 一男	甲府市自治会連合会 副会長
一般公募者	徐 芸	
一般公募者	赤池 ミッシェリ	

甲府市多文化共生庁内連絡会議設置要綱

平成20年6月10日

企 第 1 号

(設置)

第1 甲府市における多文化共生の推進にあたり、外国人への対応を組織的かつ円滑に進めるため、甲府市多文化共生庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会議は、次に掲げる事項について、協議、調整、調査及び研究を行う。

(1) 外国人住民を取り巻く問題点及びその対応に関すること。

(2) 多文化共生施策の方針及び推進に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 連絡会議は、別表に定める部署の課長職等にあるものをもって組織する。

(ワーキンググループ)

第4 連絡会議に、ワーキンググループを設置する。ワーキンググループは、別表に定める部署の係長職等にあるものをもって組織し、連絡会議が所掌する事項について専門的に調査及び研究する。

(会議)

第5 連絡会議及びワーキンググループは、市民部市民総室市民課が招集し、会議を進行する。

2 連絡会議及びワーキンググループは、必要があると認めたときは、関係者の意見を聴き、その他協力を求めることができる。

(庶務)

第6 連絡会議及びワーキンググループの庶務は、市民部市民総室市民課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3、第4関係）

市長室		秘書課 シティプロモーション課
企画部	企画総室 危機管理室	政策課 危機管理課 防災課
市民部	市民総室 市民協働室	市民課 国民健康保険課 市民対話課
福祉部	福祉総室 子ども家庭支援室 長寿支援室	健康衛生課 児童保育課 介護保険課
環境部	廃棄物対策室	減量課
産業部	産業振興室	観光課
市立甲府病院事務局	病院事務総室	医事課
教育部	教育総室	学校教育課 学事課

甲府市多文化共生推進委員会設置要綱

平成 28 年 3 月 2 日

市 民 第 1 号

(目的)

第 1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な多様性を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会を推進するため、甲府市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(期間)

第 2 委員会の設置期間は、甲府市多文化共生推進計画の実施期間内とする。

(所掌事項)

第 3 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議等を行う。

(1) 甲府市多文化共生推進計画の検証及び見直し等に関する事項

(2) 多文化共生施策に関する事項

(3) 外国人市民と日本人市民との交流及び共生に関わる事項

(4) 外国人市民のネットワークづくりに関する事項

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要と認められる事項

(組織等)

第 4 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 8 名以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 一般公募による者（外国人市民を含む。）

(4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第5 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出、その他協力を求めることができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、市民部市民総室市民課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

計画策定の経緯

年月日	実施内容
平成 27 年 4 月 1 日	(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 の策定方針決定
平成 27 年 7 月 2 日	<p>第 1 回甲府市多文化共生庁内連絡会議 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 策定趣旨等説明 ・甲府市の現状説明 ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 の方向性説明 <p>第 1 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市多文化共生推進計画策定委員会の概要説明 ・委員自己紹介 ・委員長選任 ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 策定趣旨等説明 ・甲府市の現状説明 ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 の方向性説明
平成 27 年 7 月 28 日	<p>第 1 回甲府市多文化共生庁内連絡会議 (ワーキンググループ) 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2016 策定趣旨等説明 ・甲府市の現状説明 ・多文化共生への取り組みについて
平成 27 年 8 月 10 日	<p>第 2 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念と基本目的を協議 ・具体的な施策と課題について説明
平成 27 年 9 月 28 日	<p>第 3 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点目標について協議
平成 27 年 10 月 28 日	<p>第 2 回甲府市多文化共生庁内連絡会議 (ワーキンググループ) 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市多文化共生推進計画 2016 (原案) について協議
平成 27 年 11 月 9 日	<p>第 4 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 甲府市多文化共生推進委員会の設置について協議 ・モデル事業 (案) について協議
平成 27 年 12 月 24 日	甲府市多文化共生推進計画検討報告書の提出
平成 28 年 1 月 8 日～ 平成 28 年 2 月 5 日	甲府市多文化共生推進計画 2016 (素案) に対する市民意見公募 (パブリックコメント) 実施
平成 28 年 1 月 18 日	第 5 回甲府市多文化共生推進計画策定委員会 開催
平成 28 年 2 月 24 日	甲府市多文化共生推進計画 2016 の策定について (市長決裁)

平成 28 年 3 月 2 日

甲府市多文化共生推進委員会設置要綱策定